

三次市教育委員会議案第 55 号

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 28 年 3 月 29 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する
訓令（案）

三次市立学校の校長に対する事務委任規程（平成 16 年三次市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条第 3 項」を「第 25 条第 4 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「中学校」を「学校」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区分	施設名
体育館	三良坂体育館
市立学校屋外運動場夜間照明施設	吉舎中学校屋外運動場照明施設
	三良坂中学校屋外運動場照明施設
	三和中学校屋外運動場照明施設
	布野中学校屋外運動場照明施設
	作木中学校屋外運動場照明施設
	甲奴中学校屋外運動場照明施設
	安田小学校屋外運動場照明施設
八幡小学校屋外運動場照明施設	

	小童小学校屋外運動場照明施設
テニスコート	三和コミュニティスポーツ広場テニスコート

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令)

- 2 三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令（平成18年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

附則中「公布の日」を「平成18年3月28日」に改める。

- 3 三次市立学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令（平成25年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

附則中「公布の日」を「平成25年6月28日」に改める。